



山形県公報

平成22年7月23日(金)
第2162号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                 |      |
|----------------------------------|-----------------|------|
| ○指定居宅サービス事業者の指定                  | （最上総合支庁地域保健福祉課） | …822 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出                  | （最上総合支庁農村計画課）   | …同   |
| ○同                               | （同）             | …823 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出                  | （同）             | …同   |
| ○同                               | （同）             | …824 |
| ○土地改良区の定款変更の認可                   | （同）             | …同   |
| ○土地改良区の役員の退任の届出                  | （置賜総合支庁農村計画課）   | …825 |
| ○県営土地改良事業計画の決定                   | （同）             | …同   |
| ○同                               | （同）             | …同   |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知          | （森 林 課）         | …826 |
| ○農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知          | （同）             | …同   |
| ○農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知 | （同）             | …同   |
| ○同                               | （同）             | …829 |
| ○同                               | （同）             | …830 |
| ○同                               | （同）             | …834 |
| ○道路の区域の変更                        | （庄内総合支庁建設総務課）   | …838 |
| ○同                               | （同）             | …同   |
| ○一般国道の供用の開始                      | （同）             | …839 |
| ○県道の供用の開始                        | （同）             | …同   |
| ○公共測量の実施の通知                      | （用 地 課）         | …同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                   |  |      |
|-------------------|--|------|
| ○山形県教育委員会7月定例会の招集 |  | …840 |
|-------------------|--|------|

### 公 告

|                       |               |      |
|-----------------------|---------------|------|
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 | （最上総合支庁地域振興課） | …同   |
| ○同                    | （置賜総合支庁地域振興課） | …同   |
| ○特定調達契約に係る落札者の公告      | （建設企画課）       | …841 |

### そ の 他

|                     |        |    |
|---------------------|--------|----|
| ○山形県市町村職員共済組合の決算の公告 | （市町村課） | …同 |
|---------------------|--------|----|

## 告 示

### 山形県告示第620号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------------|---------|-------------|
| 有限会社ディサービスセンター三光舎  | ディサービスセンター三光舎・新庄<br>新庄市万場町3番地の29 | 通 所 介 護 | 平成22. 7. 12 |

### 山形県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 笠 原 東 治   | 最上郡最上町大字富沢1349番地 |
| 同        | 笠 原 格     | 同 1333番地         |
| 同        | 奥 山 四 郎   | 同 1813番地         |
| 同        | 藤 畑 敬 美   | 同 1247番地         |
| 同        | 大 場 好 一   | 同 1822番地         |
| 同        | 奥 山 定 次 郎 | 同 1346番地         |
| 同        | 笠 原 勝 義   | 同 1147番地         |
| 同        | 富 沢 富 重   | 同 1833番地         |
| 監 事      | 二 戸 新 助   | 同 1354番地         |
| 同        | 大 場 浩 市   | 同 1533番地の2       |
| 同        | 笠 原 孝 一   | 同 2091番地         |

## 山形県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所          |
|----------|-------------|--------------|
| 理 事      | 信 田 作 右 衛 門 | 最上郡大蔵村大字合海71 |
| 同        | 早 坂 秀 一     | 同 101-2      |
| 同        | 高 橋 文 雄     | 同 大字清水4154-1 |
| 同        | 海 藤 敏 文     | 同 5208       |
| 同        | 小 屋 幸 信     | 同 2553       |
| 同        | 斉 藤 勝 蔵     | 同 大字合海22     |
| 同        | 庄 司 孝 一     | 同 41         |
| 監 事      | 安 彦 義 広     | 同 230-1      |
| 同        | 安 彦 健 一     | 同 1322-1     |
| 同        | 海 藤 一 利     | 同 大字清水2603   |

## 山形県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 笠 原 格     | 最上郡最上町大字富沢1333番地 |
| 同        | 藤 畑 敬 美   | 同 1247番地         |
| 同        | 菅 賢 一 郎   | 同 1817番地         |
| 同        | 奥 山 定 次 郎 | 同 1346番地         |
| 同        | 菅 幸 樹     | 同 1516番地         |
| 同        | 齋 藤 忠 秋   | 同 1828番地の2       |

|     |           |   |        |
|-----|-----------|---|--------|
| 同   | 門 間 正 一 郎 | 同 | 1851番地 |
| 同   | 二 戸 清 豪   | 同 | 1358番地 |
| 監 事 | 二 戸 新 助   | 同 | 1354番地 |
| 同   | 岸 典 夫     | 同 | 1557番地 |
| 同   | 佐 藤 欣 一 郎 | 同 | 1842番地 |

## 山形県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所              |
|----------|-------------|------------------|
| 理 事      | 高 橋 文 雄     | 最上郡大蔵村大字清水4154-1 |
| 同        | 小 林 弘       | 同 大字合海100        |
| 同        | 海 藤 敏 文     | 同 大字清水5208       |
| 同        | 小 屋 幸 信     | 同 2553           |
| 同        | 斉 藤 勝 蔵     | 同 大字合海22         |
| 同        | 斉 藤 徳 美     | 同 48             |
| 同        | 信 田 作 右 衛 門 | 同 71             |
| 監 事      | 安 彦 義 広     | 同 230-1          |
| 同        | 安 彦 勲       | 同 1320-1         |
| 同        | 海 藤 一 利     | 同 大字清水2603       |

## 山形県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上町東部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡最上町

## 3 認可年月日

平成22年7月13日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第626号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所               |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事      | 横 山 則 一 | 西置賜郡飯豊町大字高峰3389番地 |

**山形県告示第627号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営鴨谷地北地区土地改良事業（水利区域内農地集積促進整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営鴨谷地北地区土地改良事業（水利区域内農地集積促進整備事業）計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

米沢市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成22年7月26日から同年8月23日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第628号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営湊郷堰地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営湊郷堰地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

南陽市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成22年7月26日から同年8月23日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての

み、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
酒田市柏谷沢字杉森12、19
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字杉森12・19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
    - (3) 保安林解除の理由  
用排水路用地とするため
  - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
    - (3) 保安林解除の理由  
用排水路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- 山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
山形市（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
山形市（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山形市（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
山形市（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

（ハ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ニ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ホ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（イ）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

（ロ）次の森林については、主伐は、択伐による。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

（ハ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ニ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ホ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（イ）次の森林については、主伐は、択伐による。

上山市（次の図に示す部分に限る。）

（ロ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ハ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ニ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（イ）次の森林については、主伐は、択伐による。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

（ロ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ハ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ニ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種



次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山形市（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
尾花沢市（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

北村山郡大石田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北村山郡大石田町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡朝日町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西村山郡朝日町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西村山郡大江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西村山郡大江町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

- 米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
米沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

#### 山形県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大小屋字安1380（次の図に示す部分に限る。）、字袋小屋1381、字榎森1382、字茂皮平1383、字白根沢1384
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字小荒沢1638-3、1638-6から1638-12まで、1638-17から1638-23まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小荒沢1638-7、1638-9、1638-12、1638-19  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字口田沢字三ツ森3113-7（次の図に示す部分に限る。）、3117、3118、字半助沢3125、3125-1から3125-3まで、3125-5、3125-6、3125-10から3125-14まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字白夫沢1643-7から1643-10まで、1643-15から1643-18まで、1643-20、1643-97
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市万世町梓山字下菅5485（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字脇ノ沢1648-3から1648-5まで、1648-20
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字黒鴨字淀山一2195-1、2195-2、字淀山二2196-2から2196-8まで、字松倉2197-1（次の図に示す部分に限る。）、2197-2から2197-4まで、字姥倉一2209-1、字姥倉二2210-1、2210-3、字手鍮澤一2211-1から2211-3まで、字手鍮澤二2212、字鼻撫2213-2、2213-3
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字黒鴨字軽井澤2148-16（次の図に示す部分に限る。）、字大平2150-11、2150-12、  
2150-14、2150-15、2151-2、字東松2136-2、2137-2・滑瀧二2138-3（以上2筆について次の図に  
示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字黒鴨字淀山一2195-1、2195-2、字淀山二2196-2から2196-8まで、字松倉2197  
-1（次の図に示す部分に限る。）、2197-2から2197-4まで、字姥倉一2209-1、字姥倉二2210-1、  
2210-3、字手鍬澤一2211-1から2211-3まで、字手鍬澤二2212、字鼻撫2213-2、2213-3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小白川字沼沢3279-18、3279-23、字古室3303-5
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小白川字高野山3286-3
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。



- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小坂字萱之沢593-1から593-3まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字高峰字当道4101、字大清水4109
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字小白川字畑山3215-1から3215-12まで、字長面山3243-1から3243-3まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子字鶴ヶ谷地2326-2、2327-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

16 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字高峰字内山3949、3956、3958から3963まで、3968、3969、3970－1、3970－2、3971－1、3971－2、3974

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月23日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 酒田市光ヶ丘三丁目73番1から<br>同 五丁目75番10まで | 旧    | 12.4メートル<br>}<br>12.4 | メートル<br>34 |
| 同 上                             | 新    | 13.0メートル<br>}<br>13.0 | 同 上        |

#### 山形県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月23日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 家根合新堀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|----------------------------|------|------------------|------------|
| 酒田市木川字櫓2番1から<br>同 字堰中瀬1番まで | 旧    | 8.4メートル<br>} 6.8 | メートル<br>17 |
| 同 上                        | 新    | 8.4メートル<br>} 8.0 | 同 上        |

**山形県告示第637号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月23日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 112号
- 2 供用開始の区間 酒田市光ヶ丘三丁目73番1から  
同 五丁目75番10まで
- 3 供用開始の期日 平成22年7月23日

**山形県告示第638号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年7月23日から同年8月5日まで縦覧に供する。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 家根合新堀線
- 2 供用開始の区間 酒田市木川字櫓2番1から  
同 字堰中瀬1番まで
- 3 供用開始の期日 平成22年7月23日

**山形県告示第639号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字谷柏
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年7月20日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（水準測量）

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成22年7月23日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年7月26日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員会
- 3 議 題  
(1) 教職員の人事について

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名称  
特定非営利活動法人 くれよんはうす  
(2) 代表者の氏名  
齊藤 千恵子  
(3) 主たる事務所の所在地  
新庄市金沢1439番地22  
(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害のある児童に対してデイサービスを行うことにより、児童の持つ能力を伸ばし、日常生活での自立、集団生活に適應することができるよう指導・訓練するとともに家族が安心して就労できるようにする。そのためにセミナー活動を通し研鑽を重ねる。また、関係機関と連携しながら、地域社会が障害児（者）への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名称  
特定非営利活動法人あすなろの会  
(2) 代表者の氏名  
鈴木 睦夫

(3) 主たる事務所の所在地  
米沢市窪田町窪田1400番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護者、高齢者、身体障害者やその家族に対して、介護及び支援に関する事業を行い、高齢者の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年7月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システムに係る電子計算機等の賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 平成22年5月21日
- 4 落札者の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 落札金額 7,182,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年4月9日

## そ の 他

山形県市町村職員共済組合法定第5条の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年7月23日

山形県市町村職員共済組合  
理 事 長 市 川 昭 男

1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一 部<br>事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|--------------|-----|
| 13 | 19 | 3 | 19           | 54  |

2 組合員数及び給料月額について

| 組合員の種別            | 一 般    | 市町村長      | 特定消防    | 市町村長<br>長期組合員 | 船員一般 | 任意継続    |         |
|-------------------|--------|-----------|---------|---------------|------|---------|---------|
| 組 合 員 数 (人)       | 14,315 | 35        | 1,381   | 0             | 5    | 404     |         |
| 給料月額 (千円)         | 長 期    | 4,811,319 | 20,361  | 442,011       | 0    | 1,881   |         |
|                   | 短 期    | 4,830,470 | 23,590  | 442,011       | 0    | 1,881   | 121,340 |
| 1人当たり<br>給料月額 (円) | 長 期    | 336,103   | 581,743 | 320,066       | 0    | 376,301 |         |
|                   | 短 期    | 337,441   | 674,020 | 320,066       | 0    | 376,301 | 300,347 |

## 3 組合職員の数について

(単位：人)

| 経理単位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員  | 16  | 4   | 13  | 3   | 2   | 1   | 39  |

## 4 各経理単位の収支状況について

(単位：千円)

| 区 分         | 短 期       | 長 期        | 預託金管理   | 業 務     | 保 健     | 宿 泊     | 貯 金     | 貸 付     | 物 資    |
|-------------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| (収 入)       |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 負 担 金       | 3,887,891 | 14,728,245 |         | 151,111 | 278,179 |         |         |         |        |
| 掛 金         | 3,942,601 | 7,528,938  |         |         | 207,383 |         |         |         |        |
| 施設収入・商品売上   |           |            |         |         |         | 370,892 |         |         |        |
| 連 合 会 交 付 金 | 400,256   |            |         | 60,575  | 5,509   |         |         | 16,910  |        |
| 利息及び配当金等    | 2,600     |            | 356,246 | 555     | 1,233   | 434     | 224,191 | 72      | 16     |
| そ の 他 収 入   | 75,198    |            |         | 7,347   | 56,531  | 1,456   |         | 327,183 | 50,892 |
| 他経理からの繰入金   |           |            |         | 27,893  |         | 98,840  |         |         |        |
| 前年度繰越支払準備金  | 688,217   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 計           | 8,996,763 | 22,257,183 | 356,246 | 247,481 | 548,835 | 471,622 | 224,191 | 344,165 | 50,908 |
| (支 出)       |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 給 付 金       | 4,365,666 |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 役 職 員 給 与   |           |            |         | 114,725 | 29,272  | 125,370 | 21,762  | 13,228  | 8,197  |
| 旅 費 ・ 事 務 費 |           |            |         | 10,328  | 2,268   | 3,664   | 1,723   | 1,283   | 1,545  |
| 商品仕入・飲食材料費等 |           |            |         |         |         | 103,563 |         |         |        |
| 委 託 費       |           |            |         | 2,417   | 323     | 31,140  |         |         | 2,712  |
| 支 払 利 息     |           |            | 356,246 |         |         | 1,269   | 99,677  | 283,478 | 15,587 |
| 連 合 会 払 込 金 | 133,205   |            |         |         |         |         |         | 22,773  |        |
| 負 担 金 払 込 金 |           | 14,728,245 |         |         |         |         |         |         |        |
| 掛 金 払 込 金   |           | 7,528,938  |         |         |         |         |         |         |        |

|            |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
|------------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 事務費負担金払込金  |           |            |         | 67,143  |         |         |         |         |        |
| 連合会拠出金     | 369,231   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 老人保健拠出金    | 89        |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 退職者給付拠出金   | 313,747   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 前期高齢者納付金   | 1,232,637 |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 後期高齢者支援金   | 1,436,510 |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 病床転換支援金    | 1,169     |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 介護納付金      | 574,825   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 他経理への繰入金   | 27,893    |            |         |         | 98,840  |         |         |         |        |
| その他支出      | 6,605     |            |         | 38,268  | 361,033 | 144,485 | 29,823  | 19,891  | 8,873  |
| 次年度繰越支払準備金 | 673,223   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 計          | 9,134,800 | 22,257,183 | 356,246 | 232,881 | 491,736 | 409,491 | 152,985 | 340,653 | 36,914 |
| 当期利益金      | △138,037  | 0          | 0       | 14,600  | 57,099  | 62,131  | 71,206  | 3,512   | 13,994 |

## 5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位：千円)

| 区分      | 短期        | 長期        | 預託金管理      | 業務      | 保健      | 宿泊        | 貯金         | 貸付         | 物資      |
|---------|-----------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|------------|---------|
| (資産)    |           |           |            |         |         |           |            |            |         |
| 流動資産    | 1,476,277 | 1,206,347 | 2,005,755  | 295,052 | 615,273 | 594,712   | 2,291,604  | 290,654    | 726,164 |
| 固定資産    |           |           | 14,479,976 | 7,312   | 5,594   | 871,339   | 12,599,556 | 11,671,829 | 723     |
| 計       | 1,476,277 | 1,206,347 | 16,485,731 | 302,364 | 620,867 | 1,466,051 | 14,891,160 | 11,962,483 | 726,887 |
| (負債・資本) |           |           |            |         |         |           |            |            |         |
| 流動負債    | 37,279    | 1,206,347 |            | 2,619   | 23,538  | 19,808    | 14,138,862 | 342        | 2,343   |
| 固定負債    | 673,223   |           | 16,485,731 | 79,018  | 20,625  | 124,058   | 4,205      | 11,382,303 | 600,996 |
| 剰余金     | 765,775   |           |            | 220,727 | 576,704 | 1,322,185 | 748,093    | 579,838    | 123,548 |
| 計       | 1,476,277 | 1,206,347 | 16,485,731 | 302,364 | 620,867 | 1,466,051 | 14,891,160 | 11,962,483 | 726,887 |

平成22年 7月23日印刷  
平成22年 7月23日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056